



令和3年7月29日

豊川市政記者クラブ加盟社 各位

「豊川市障害者のしあわせを高める手当」 7月定時支給分の支給額の誤りについて

「豊川市障害者のしあわせを高める手当」の7月定時支給分（4月から7月までの4か月分）において、手当システムの不具合による支給額の誤りがあることが判明しました。詳細は、下記のとおりです。

記

1 原因

手当システムにおいては、障害者手帳システムの情報を取り込み連携して手当額を算出しています。このたびは、システムプログラムの不具合により最新の手帳等級が手当システムに反映できず、正しい算定が行われませんでした。担当者がそのことに気づかずに支給してしまったものです。

2 発覚の経緯

担当者による支給後の処理データ確認時に不具合が発見されたこと及び市民から支給額相違の問い合わせがあり、システム業者へ照会したところ、システムの不具合が確認され、次項のとおり支給額誤りの発生が発覚したものです。

3 該当数及び影響額

支給額が誤っている対象者 合計140名

(内訳) ①支給額が過払いの方 5名 返納額 25,600円

②支給額に不足がある方 135名 追加支給額536,800円

※支給対象者総数 8,010名

4 今後の対応

対象者140名には、今回の経緯を記載したお詫びの文書とともに、過払いの方に対しては、次回定時支給時（令和3年11月25日予定）に支給額の調整による対応を行います。また、不足がある方に対しては、令和3年8月25日に本来の金額との差額分を支給させていただきます。



5 再発防止策

今後、このようなことが発生しないよう、システム業者に命じ、直ちにシステムの不具合の修正を実施します。また、支給データ作成時の確認方法及び手順を見直し、チェック体制の強化を図ることで、再発防止に万全を期してまいります。

【お問合せ先】

豊川市役所 福祉部 福祉課 障害者支援係 浦野、加藤

TEL:0533-89-2131 Eメール : fukushi@city.toyokawa.lg.jp